

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
の翌
日)

目 次

- ◇ 規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)
- ◇ 告 示
生活保護法による医療機関等の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 入会林野整備計画の認可(林務課)
- 旧慣使用林野整備計画の認可(〃)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地が確認できない旨の告示(建築課)
- ◇ 公 安 告 示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 正 誤
平成四年二月鳥取県告示第二百号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更するごととした。(別表関係)

団地名	種 別	住 戸 番 号	戸 数	家 賃	
				現 行	一 月 の 家 賃 額 改 正 後
末恒第一 地	第一種県 営住宅	一号及び五号の住宅	二	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 六〇〇円
		二号から四号まで及び六号 から八号までの住宅	六	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 一〇〇〇円
永江第一 地	第一種県 営住宅	二五号、二九号及び三三三 号の住宅	三	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 六〇〇円
		二六号から二八号まで、三 四号から三六号までの住宅	九	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 一〇〇〇円
上粟第一 地	第一種県 営住宅	二五号、二九号及び三三三 号の住宅	三	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 六〇〇円
		二六号から二八号まで、三 四号から三六号までの住宅	九	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 一〇〇〇円
〃	〃	七五号から七八号までの住 宅	四	〇九、 八〇〇円	〇二四、 〇〇〇円
		二六号から二八号まで、三 四号から三六号までの住宅	九	〇一七、 〇〇円	〇一七、 三二六、 一〇〇〇円

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県規則第三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の末恒第一団地の項中

第一種県営住宅

一号から一六号までの住

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

余子団地	第一種県営住宅	一号、二号、四号及び五号の住宅	四〇〇〇円、七二五、七〇〇円
〃	三号及び六号の住宅	二〇〇〇円、七二四、四〇〇円	〇〇〇円

宅 一六 一七、三〇〇円

を

第一種県営住宅

一号及び五号の住宅
二号から四号まで及
から八号までの住宅

に改め、同表の永江団地の項中

び六号

二	二六、六〇〇円
六	二六、一〇〇円

二五号から四八号までの住宅

二四	一七、三〇〇円
----	---------

を

二五号、二九号及び三三号の住宅

三	二六、六〇〇円
---	---------

二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三三号から三六号までの住宅

九	二六、一〇〇円
---	---------

に改め、同表の上粟島団地の項中

二五号から四八号までの住宅

での住

二四	二二、三〇〇円
----	---------

を

二五号、二九号の住宅

二六号から二八号から三二号四号から三六号

及び三三号

三	二六、六〇〇円
---	---------

号まで、三
号まで及び三
号までの住宅

九	二六、一〇〇円
---	---------

に、

七五号から八二号までの住宅

八	九、八〇〇円	を	七五号から七八号までの住宅	四	二
---	--------	---	---------------	---	---

四、〇〇〇円	に改め、同表の余子団地の項中	第一種県営住宅	一号
--------	----------------	---------	----

から一〇号までの住宅	一〇	一四、七〇〇円	を	第一種県営住宅
------------	----	---------	---	---------

一号、二号、四号及び五号の住宅	四	二五、七〇〇円	に改める。
-----------------	---	---------	-------

三号及び六号の住宅	二	二四、四〇〇円
-----------	---	---------

附 則
この規則は、平成四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関及び薬局を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	平成四年一月二十九日
医療法人石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成四年二月二十八日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一―二六	平成四年三月十日
サンファーマシ	米子市東福原四九一―五	〃

鳥取県告示第二百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成四年一月一日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	平成四年二月十三日
桐谷医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一二五八	平成四年二月一日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一	〃

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山田 博	東伯郡羽合町大字長瀬一六八
〃	細川 正一	〃 〃 九七八
〃	足立 道男	〃 〃 一〇二四
〃	植原 剛	〃 〃 一二五二
〃	高木 繁	〃 〃 一三三五
〃	村口 春高	〃 〃 一六七一一二
〃	山崎 昭	〃 〃 二三九八
〃	山名 博典	大字田後八五一
〃	柳 生 護	大字上浅津四八九
〃	若松 貞雄	〃 〃 二九七一一
〃	山田 正純	大字下浅津二四三一一
〃	中本 敏	大字南谷六二三一
〃	安達 芳男	大字橋津七二六一五
〃	手嶋 武臣	東伯郡東郷町大字長江九三二
〃	岡本 良蔵	〃 〃 大字門田三四二一一

就任した役員の氏名及び住所

〃	福井 兼義	倉吉市清谷四九一
監事	大場 義勝	東伯郡羽合町大字長瀬一一五八
〃	北田 昇一	〃 〃 大字上浅津二九一一
〃	間 壽太郎	〃 〃 大字橋津四三三一六
理事	山田 博	東伯郡羽合町大字長瀬一六八
〃	細川 正一	〃 〃 九七八
〃	足立 道男	〃 〃 一〇二四
〃	植原 剛	〃 〃 一二五二
〃	穂久 潤一	大字久留九二一一
〃	戸崎 忠良	大字水下一五七
〃	山崎 昭	大字長瀬二三九八一一
〃	山名 博典	大字田後八五一
〃	南 仁	大字上浅津五〇四
〃	若松 貞雄	〃 〃 二九七一一
〃	山田 正純	大字下浅津二四三一一
〃	中本 敏	〃 〃 大字南谷六二三一
〃	安達 芳男	〃 〃 大字橋津七二六一五
〃	手嶋 武臣	東伯郡東郷町大字長江九三二
〃	岡本 敏明	〃 〃 大字門田四二三
〃	福井 兼義	倉吉市清谷四九一
監事	大場 義勝	東伯郡羽合町大字長瀬一一五八

平成四年三月七日退任

北 田 昇 一 〃 〃 大字上浅津二九一―一
 〃 國 田 修二郎 〃 〃 大字橋津一四七
 平成四年三月八日就任 任期四年

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業黒ワラビ地区ため池等整備）を平成四年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	農林業同和对策事業池ノ内地区ほ場整備	昭和五十六年三月十九日
〃	団体営土地改良事業倉田地区ほ場整備	昭和五十三年三月十八日

鳥取県告示第二百六十一号

岩美郡岩美町 大字浦富一五二九番地浦富入会林野整備組合組合長廣谷繁藏から申請のあった浦富入会林野整備組合計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成四年三月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

江府町長から申請のあった宮市地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成四年三月十二日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年三月十七日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取港湖山 停車場線		路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
変更前	鳥取市賀露町字寺屋敷五五 六―二地先から同市賀露町 字志村五三五―二地先まで				九・二 三〇・〇	二二〇・〇
変更後	鳥取市賀露町字寺屋敷五五 六―二地先から同市賀露町 字殿免一二六一五地先まで				九・五 四一・五	九二三・八

鳥取県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年三月十七日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取港湖山 停車場線	鳥取市賀露町字寺屋敷五五六―二地 先から同市賀露町字殿免一二六一五 地先まで	路線名	区 間	供用開始の年月日
				平成四年三月二十一日

鳥取県告示第二百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
 法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十一日鳥取県指令受都計三一―二第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市江津字三嶋河原ノ式及び同市秋里字東皆竹

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市美萩野一丁目一二五

株式会社みさき屋

代表取締役 三崎勝寿

鳥取県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十六年十一月鳥取県告示第千七百七十九号、昭和

六十三年二月鳥取県告示第百一十一号及び昭和六十三年十

二月鳥取県告示第千六百六十一号の事業地に、東伯郡三朝

町大字大瀬字向ヒ及び字上向ヒ、大字山田市市ケ坪、字

北平、字築瀬、字石湯及び字菊ヶ谷、大字三朝字塚田、

字半畑、字森崎、字石田、字株湯、字椋谷口、字山根、

字村道、字下古川、字上古川、字三谷口、字湯谷口、字

外谷、字砂子田、字小練、字小木脇、字下荒尾、字中荒

尾、字下河原、字東畑、字上荒尾及び字保木脇、大字砂

原字坂根、字中坪、字屋敷廻及び字寺田並びに大字横手

字家廻り、字粟谷、字澤、字徳木、字前田、字粟口、字

粟谷寺平、字光東、字道の下、字橋本、字山辺り及び字

河戸を加える。

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第二百六十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により告示する。

当該宅地建物取引業者から平成四年四月十七日までに事務所の所在地の申出がないときは、同条の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 宅地建物取引業者の名称及び代表の氏名
有限会社菊水工務店
代表取締役 松本操
- 二 宅地建物取引業者名簿に記載された事務所の所在地
境港市清水町八七四一
- 三 宅地建物取引業者名簿に記載された代表者の住所
境港市元町七〇一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型	式	製	造	業	者	名
--------	---	---	---	---	---	---	---

ぱちんこ遊技機	ミリオン・ジョーカー	奥村遊機株式会社
"	ドリーム・ランデザー 8	"
"	イッキくん2	"
"	ミルキーウエイP1	"
"	サーカスROBO Jr.	"
"	ミルキーウエイP2	"
"	パーフェクトZ	株式会社平和
"	オリンピア	"
"	元祖ワニ道楽2	株式会社ニューギン
"	元祖ワニ道楽8	"
"	ペンタ	株式会社三屋
"	フアンタジーSS	太陽電子株式会社
"	フイバーンスペーシア I	株式会社三共
"	フイバーンスコ I	"
"	トリプルパワーII	"
テレビジョン遊技機	ビッキーマグナムII	"

ばちんこ遊技機	スーパー麻雀	株式会社ソフインタ
〃	ホメデタアラザースP II	〃
〃	キャプテンソック	〃
〃	タキソード	〃

正 誤

平成四年二月鳥取県告示第二百号（保安林の指定の解除予定について）
中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 後ろから一 一八五九の六三 一八五九の六三（国有林）